

特定事業主行動計画(平成27年度～30年度)の概要 ～子育てを支え合う職場を目指して～

➤ 特定事業主行動計画とは

平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」第19条に基づき、職員を雇用する特定事業主として、滋賀県庁における次世代育成支援対策を定めたもの。これまでの計画（平成17年度～21年度、22年度～26年度）の取組を踏まえ、平成30年度までを計画期間とする計画を策定。

➤ 前回計画(平成22年度～26年度)の数値目標の達成状況等

項目	平成21年度	平成26年度	目標値 (平成26年度)
1 学校等行事休暇の取得者数率	25.2%	25.6%	50.0%
2 定時退庁日における定時退庁実施率	72.2%	66.7%	95.0%
3 年次有給休暇の一人当たり年間平均取得日数	8.0日	7.2日	13.0日
4 配偶者出産休暇の一人当たり取得日数	1.9日	0.6日	3.0日
5 男性職員育児休暇の一人当たり取得日数	0.0日	0.0日	5.0日
6 男性職員の育児休業取得率	0.0%	0.0%	5.0%

➤ 新たな行動計画の主な取組

1 子育てを支え合う職場環境づくりの推進

- ・各種制度の周知と意識啓発
- 新**イクボス宣言の趣旨を踏まえた取組の推進
 - ・子育て中の職員に対する配慮
 - ・育児休業や産前産後休暇代替職員の確保
 - ・育児休業取得者の円滑な職場復帰支援
 - ・早出遅出勤務等の活用
- 新**テレワークの導入可能性の検討
 - ・時間外勤務の縮減
 - ・計画的な年次有給休暇取得の呼びかけ
 - ・年次有給休暇取得状況の把握と働きかけ

2 男性職員の主体的な育児参画の促進

- 新**教育長からのメッセージ発信
- 新**イクボス面談（所属長面談）の実施
 - ・県教委「子育て三方よし」プログラムの推進

3 その他の次世代育成支援対策

- ・「県庁子ども参観日」の実施
- ・地域における子育て活動への参画を奨励

★数値目標<現況値(H26→目標値(H30))>

1 定時退庁日における定時退庁実施率	66.7%	→	<u>95.0%</u>
2 年次有給休暇の一人当たり年間平均取得日数	7.2日	→	<u>14.0日</u>
3 配偶者出産休暇の一人当たり取得日数	0.6日	→	<u>3.0日</u>
4 男性職員育児休暇の一人当たり取得日数	0.0日	→	<u>5.0日</u>
5 男性職員の育児休業取得率	0.0%	→	<u>13.0%</u>
新 6 育児時間休暇取得者に占める男性取得者の割合	0.0%	→	<u>30.0%</u>

※1, 5は年度データ、2, 3, 4, 6は暦年データ